資料１

# 令和８年度
# 廃棄物適正処理・リサイクル推進研修会
## （基　礎　編）

## ～産業廃棄物の適正処理～

青森県　環境エネルギー部　資源循環推進課
青森市　環境部　廃棄物・リサイクル課
八戸市　市民環境部　環境保全課



## はじめに

主に排出事業者の皆さまを対象に、廃棄物処理法の基本的な内容等についての理解を深め、日頃の産業廃棄物の適正処理に役立てていただくことを目的としています。

**基本的なこと、重要なことを解説！**

## 主な内容

1. 知らないと怖い廃棄物処理法
2. 産業廃棄物の処理を委託するときは・・・
3. 電子マニフェスト利用のお願い
4. 建設系廃棄物の適正処理について
5. 最近の法令改正等の概要



# 知らないと怖い
# 廃棄物処理法

## これ、違法です！－事例①

崖下に建設系廃棄物を投棄



建設系廃棄物（解体廃材）の
野焼き（パトロールで覚知）





## 主な罰則

・不法投棄　野焼き

個人　５年以下の拘禁刑 もしくは １千万円以下の罰金
（または併科）

法人　３億円以下の罰金（両罰規定）

※ 両罰規定・・・
違反者だけでなく、その違反者が所属する法人にも罰則

※ 自社敷地内や自宅の庭でも不法投棄、野焼き！









# 廃棄物の区分

- 廃棄物
  - 産業廃棄物 …事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令で定める20種類に該当するもの
    - 特別管理産業廃棄物 …産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性のあるもの
  - 一般廃棄物 …産業廃棄物以外の廃棄物（上記の20種類以外すべて）
    - 事業系一般廃棄物 …事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物
    - 家庭廃棄物 …日常生活に伴って生じた廃棄物
    - 特別管理一般廃棄物 …一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性のあるもの

# 産業廃棄物の種類

○**あらゆる事業活動**に伴って発生したもの
（①～⑫）

| | |
|---|---|
| ① | 燃え殻 |
| ② | 汚泥 |
| ③ | 廃油 |
| ④ | 廃酸 |
| ⑤ | 廃アルカリ |
| ⑥ | 廃プラスチック類 |
| ⑦ | ゴムくず |
| ⑧ | 金属くず |
| ⑨ | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ⑩ | 鉱さい |
| ⑪ | がれき類 |
| ⑫ | ばいじん |

○**特定の事業活動**に伴って発生したもの
**（業種指定のあるもの）**（⑬～⑲）

| | |
|---|---|
| ⑬ | 紙くず |
| ⑭ | 木くず |
| ⑮ | 繊維くず |
| ⑯ | 動植物性残さ |
| ⑰ | 動物系固形不要物 |
| ⑱ | 家畜ふん尿 |
| ⑲ | 家畜の死体 |

○法施行令第２条第13号廃棄物（⑳）
①～⑲に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、①～⑲に該当しないもの



# 間違いやすい産業廃棄物の種類の例－①木くず

【産業廃棄物】

建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業に伴い発生したもの

貨物流通に使用した木製パレット（パレットへの貨物の積み付けに使用した梱包用木材を含む）は、業種を問わず全て産業廃棄物



【一般廃棄物（事業系一般廃棄物）】

上記以外の事業活動に伴って発生したもの
（道路等の管理に伴い生じた剪定枝、流木等）



## 間違いやすい産業廃棄物の種類の例－②紙くず

【産業廃棄物】
建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業に係るもの



【一般廃棄物（事業系一般廃棄物）】
上記以外の事業活動に伴って発生したもの
（事務所から排出される紙くず等）





## 間違いやすい産業廃棄物の種類の例－③コンクリート片

【がれき類】
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートやアスファルトの破片その他これに類する不要物



【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】
コンクリート製造工場の不良品



## 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するもの

① **廃　油**（引火性のある揮発油類、灯油類及び軽油類(引火点70℃未満)）
② **廃　酸**（腐食性のあるもの(pH 2.0以下)）
③ **廃アルカリ**（腐食性のあるもの(pH 12.5以上)）
④ **感染性産業廃棄物**
⑤ **特定有害産業廃棄物**
- 廃ＰＣＢ等、ＰＣＢ汚染物、ＰＣＢ処理物
- 廃水銀等
- 廃石綿等
- 特定の施設から排出される、基準に適合しない鉱さい、ばいじん、燃え殻、廃溶剤、汚泥、廃酸、廃アルカリ等（これらを処分するために処理したものを含む）　等



## 間違いやすい産業廃棄物の種類の例－④石綿(アスベスト)

**〇廃石綿等（特別管理産業廃棄物）**

建築物等から除去した飛散性吹付け石綿、石綿保温材等

**〇石綿含有産業廃棄物**

石綿を含む産業廃棄物のうち、「廃石綿等※」を除いた建設系産業廃棄物で、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

【石綿含有仕上塗材、石綿含有石膏ボード等】

## 間違いやすい産業廃棄物の種類の例－⑤水銀

・水銀使用製品産業廃棄物
　水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの
【水銀温度計、水銀電池、水銀含有蛍光灯等】

・（水銀使用製品産業廃棄物ではない）ガラスくず
【アルコール温度計、水銀フリー電池、LEDランプ等】

・特別管理産業廃棄物である水銀廃棄物
【特定施設で発生した廃水銀や水銀化合物、
　産業廃棄物から回収した廃水銀】



## 排出事業者責任－①

・廃棄物処理法　第３条

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を
自らの責任において適正に処理しなければならない

「排出事業者」が自ら処理することのほか、
「廃棄物処理業者等」に処理を委託することも含まれる

**処理委託先へ任せっきりではいけません！**

# 排出事業者責任－②

・廃棄物処理法　第12条第７項

【概要】
事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合、
産業廃棄物の処理に関する確認を行い、処理の全行程が適正に
行われるために必要な措置を講じるよう努めなければならない

**＜具体的には＞**
①マニフェスト、委託契約書、帳簿等書類による処理状況の確認
②処理業者（収集運搬、処分）による処理状況の現地確認
③適正な処理料金か否かの確認　　など

繰り返します！

**処理委託先へ任せっきりではいけません！**

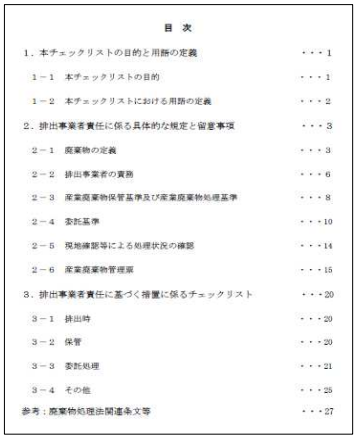


# チェックリストを活用しましょう！

## 排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト

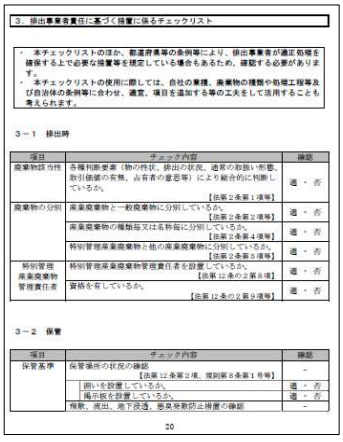
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（令和５年３月一部改定）

○環境省HP　https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html



目　次


1．本チェックリストの目的と用語の定義　・・・1
1－1　本チェックリストの目的　・・・1
1－2　本チェックリストにおける用語の定義　・・・2
2．排出事業者責任に係る具体的な規定と留意事項　・・・3
2－1　廃棄物の定義　・・・3
2－2　排出事業者の責務　・・・6
2－3　産業廃棄物保管基準及び産業廃棄物処理基準　・・・8
2－4　委託基準　・・・10
2－5　現地確認等による処理状況の確認　・・・14
2－6　産業廃棄物管理票　・・・15
3．排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト　・・・20
3－1　排出時　・・・20
3－2　保管　・・・20
3－3　委託処理　・・・21
3－4　その他　・・・25
参考：廃棄物処理法関連条文等　・・・27

3．排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト

・　本チェックリストの他、都道府県等の条例等により、排出事業者が適正処理を確保する上で必要な措置等を規定している場合もあるため、確認する必要があります。
・　本チェックリストの使用に際しては、自社の業種、廃棄物の種類や処理工程等及び自治体の条例等に合わせ、適宜、項目を追加する等の工夫をして活用することも考えられます。

3－1　排出時

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|---|---|---|
| 廃棄物該当性 | 各種判断要素（物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等）により総合的に判断しているか。【法第２条第１項等】 | 適・否 |
| 廃棄物の分別 | 産業廃棄物と一般廃棄物に分別しているか。【法第２条第２項等】 | 適・否 |
| | 産業廃棄物の種類毎又は名称毎に分別しているか。【法第２条第４項等】 | 適・否 |
| | 特別管理産業廃棄物と他の産業廃棄物に分別しているか。【法第２条第５項等】 | 適・否 |
| 特別管理産業廃棄物管理責任者 | 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しているか。【法第12条の２第６項】 | 適・否 |
| | 資格を有しているか。【法第12条の２第９項等】 | 適・否 |

3－2　保管

| 項目 | チェック内容 | 確認 |
|---|---|---|
| 保管基準 | 保管場所の状況の確認【法第12条第２項、規則第８条第１号等】 | - |
| | 囲いを設置しているか。 | 適・否 |
| | 掲示板を設置しているか。 | 適・否 |
| | 飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止措置の確認 | - |

20

# 産業廃棄物の保管の基準

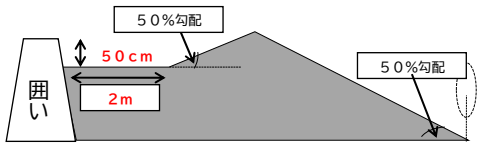
①周囲に囲いを設置
②保管場所である旨の掲示板を設置（縦横 60cm以上）
③飛散、流出、地下浸透、悪臭発生防止の措置
④公共用水域及び地下水の汚染防止対策
⑤ねずみ、蚊、はえなどの害虫発生防止
⑥保管の高さの遵守（屋外で容器を用いずに保管する場合）
⑦石綿含有産廃、水銀使用製品産廃は仕切り等が必要

②

縦横
60cm
以上

産業廃棄物保管場所
1．産業廃棄物の種類
家畜ふん尿
2．管理者名（名称）
○○○（株）　　部
3．連絡先
ａ市ｂ町ｃ番地　電話
4．保管の高さ（最高）
○○m
5．保管できる量（最大）
○○（㎥、トン）

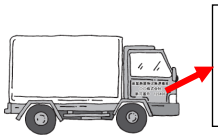
⑥






# 産業廃棄物の収集運搬の基準

①廃棄物の飛散、流出の防止
②悪臭､騒音､振動による生活環境保全上の支障の発生防止
③収集、運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生じるおそれのないよう措置
④運搬車、運搬容器等は飛散、流出、悪臭が漏れるおそれのないものを使用
⑤運搬車を用いて産業廃棄物を収集運搬する場合は、車体の両側面に運搬車である旨の表示と、環境省令で定める書類を携帯



【車両の両側面】

4.9cm以上　産業廃棄物収集運搬車
3.2cm以上　青森県不法投棄対策株式会社
3.2cm以上　1 2 3 4 5 6　（許可業者は固有番号）

## 産業廃棄物の処理を委託する場合の基準

①委託しようとする内容が、その事業の範囲に含まれている許可業者に委託

②委託契約は必要事項を記載した書面で行い、許可証の写しを添付

③委託契約は収集運搬業者又は処分業者の各々と二者契約
（両方の許可を持っている業者に収集運搬と処分の両方を委託する場合を除く。）

④委託契約書※は契約期間が終了した日から５年間保存

⑤委託した産業廃棄物の処理状況に関する確認を行う

※従来の書面による作成・保存等に代えて、電磁的作成・交付・保存も可能



## 産業廃棄物の
## 処理を委託するときは・・・

## 委託の流れ

まずは　**「契約の締結」**

次に　**「産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付」**

そして　**「契約書、マニフェストの管理、集計、報告」**

が必要です



## 契約の締結（１）

契約する前に・・・

・処理委託予定先の**許可状況**について確認
（処理対象となる産業廃棄物の種類に係る収集運搬・処分の許可を有しているか、等）
無許可業者に委託した場合は**罰則があります**
（５年以下の拘禁刑 もしくは １千万円以下の罰金、またはこの併科）

いざ契約・・・

・契約は、委託者と収集運搬業者、委託者と処分業者で、**書面により、それぞれ２者間で締結**する必要があります。

## 契約の締結（２）

委託契約書の作成

法令により、**記載内容**が決められています。

契約書には、処理委託先の**現在有効な許可証の写し**を添付する必要があります。

契約書の不備には**罰則があります**
（３年以下の拘禁刑 もしくは 300万円以下の罰金、またはこの併科）

契約後・・・

・契約書は、契約期間終了後**５年間保存**する必要があります！



## 契約の締結（３）



**自動更新の契約書**について・・・

自動更新は、継続的な取引がある場合等において、
**契約期間の満了時に、契約当事者からの申し出がなくても、契約が自動的に更新される**仕組みです。

自動更新の規定があると**思い込んで**廃棄物の引き渡しを行ったものの、**契約書を確認したら自動更新の規定はなく、契約期間も過ぎていた**！という場合、
**契約を締結していない状態で廃棄物を引き渡した**こととなり、**委託基準違反となります**！

## これ、違法です！－事例①

排出事業者Ａは、自社の産業廃棄物の収集運搬を、委託契約書を締結した上で、収集運搬業許可業者Ｂに委託していたが・・・



Ｂの配車がうまくいかず、急遽、
Ｂの系列会社であるＣ(収集運搬業許可なし)にＢの名義を貸し、
Ａから廃棄物を受け取り、収集運搬を行わせた。

この場合

Ａ：無許可業者への処理委託　→　委託基準違反
（Ｂの名義貸しを知り得た場合）

Ｂ：無許可業者への名義貸し　→　名義貸しの禁止違反

Ｃ：許可を受けずに収集運搬　→　無許可営業



## これ、違法です！－事例②

小売業者Ｘは、**自社販売の家電製品の購入を条件**に、**使用済で同種の製品**を**無償**で引き取っていたが、現在は、自社ではなく、配送業者Ｙが収集運搬している。

この場合、**「下取り行為」に当たるか**どうかがポイント

→新製品を販売する際、商慣習として、同種の製品で使用済のものを無償で引き取り、収集運搬する場合、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要(この場合、小売業者Ｘが排出事業者となる)

◆ 収集運搬者がＸの場合は「下取り行為」による自社運搬に当たる

◆ Ｙの場合は「下取り行為」による自社運搬には当たらない！

Ｘ：無許可業者に処理委託　→　委託基準違反

Ｙ：許可を受けずに収集運搬　→　無許可営業

## 主な罰則―A、X（無許可業者への処理委託）

排出事業者（中間処理業者を含む。）が、産業廃棄物の運搬又は処分を、産業廃棄物収集運搬業者・処分業者その他環境省令で定める者以外の者に委託したとき

↓

個人　５年以下の拘禁刑 もしくは １千万円以下の罰金
　　またはこの併科

法人　１千万円以下の罰金（両罰規定）

※ 両罰規定・・・違反者だけではなくその違反者が所属する法人にも罰則



## 主な罰則―B（名義貸し禁止違反）

産業廃棄物収集運搬業者が、自己名義で他人に収集運搬または処分を行わせたとき。

↓

個人　５年以下の拘禁刑 もしくは １千万円以下の罰金
　　またはこの併科

法人　１千万円以下の罰金（両罰規定）

## 主な罰則―C、Y（無許可営業）

許可を受けずに、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を
業として行ったとき

個人　５年以下の拘禁刑 もしくは １千万円以下の罰金
　　またはこの併科
法人　３億円以下の罰金（両罰規定）



## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付（１）

契約後は、いよいよ廃棄物の引渡しです。

引渡し時は・・・

受託者（処理業者）へ

**産業廃棄物を引き渡すのと同時に、**

**産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付**する必要があります。

（電子マニフェストも使用可）

※マニフェストとは・・・

委託する産業廃棄物の種類、性状、数量、委託者（収集運搬、処分）等の情報を記載した伝票。一目で委託した産業廃棄物の処理状況を確認できる仕組み。

# 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付（2）

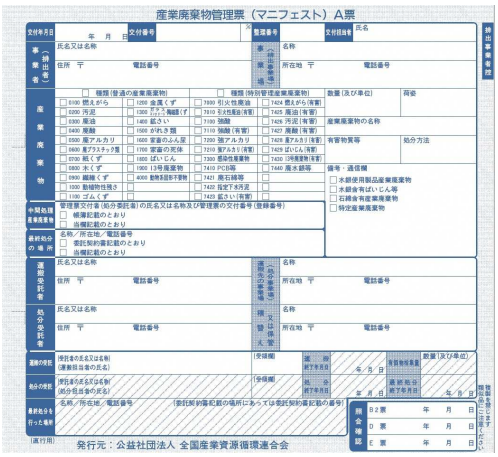
A、B１、B２、C１、C２、
D、E票の合計７枚で構成。

**交付者（排出事業者）が記載すること！**

**記載不備には罰則あり**

（１年以下の拘禁刑
または 100万円以下の罰金）

市販のマニフェスト（A票）（例）

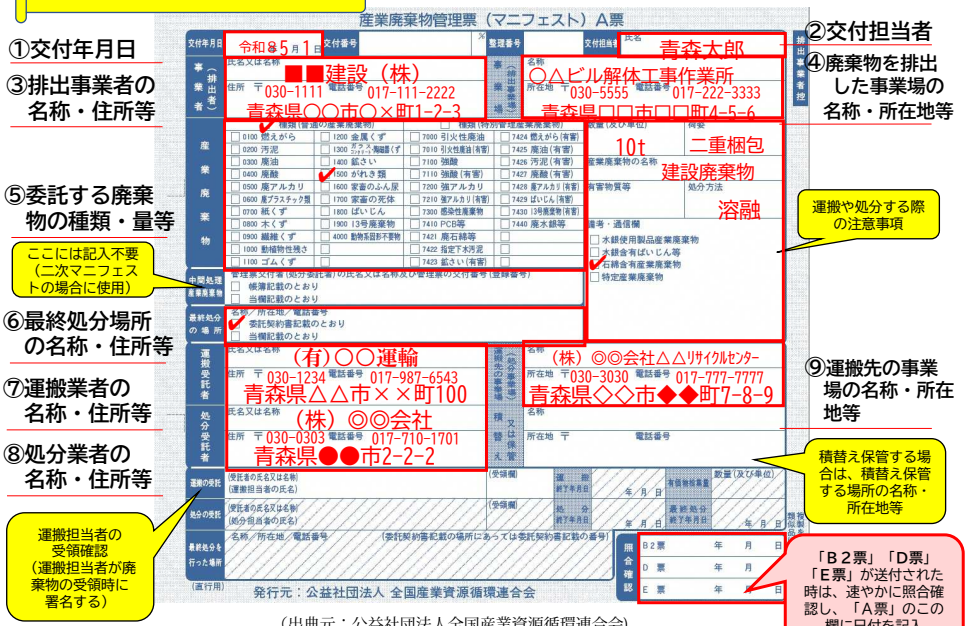



（出典元：公益社団法人全国産業資源循環連合会）



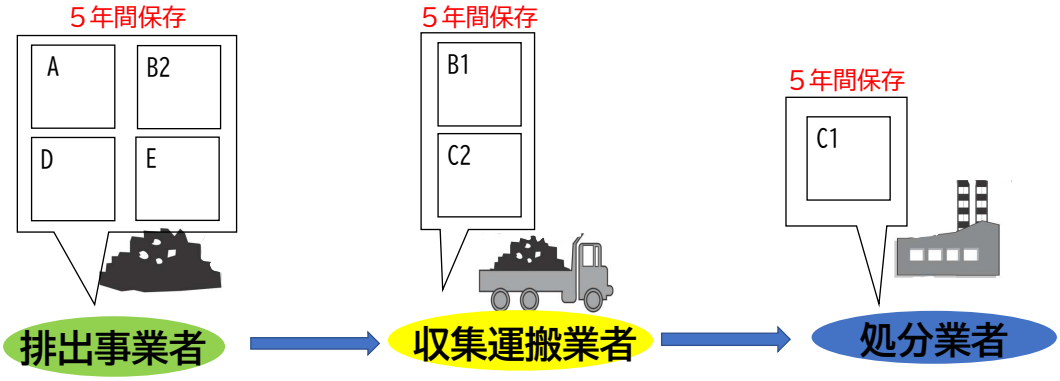
**排出事業者が記載！**

＜記載例＞




（出典元：公益社団法人全国産業資源循環連合会）

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付（３）




排出事業者の責任において、**適正処理が完了したこと**を確認してください
Ａ～Ｅのマニフェストは、各事業者において**５年間保存**する必要があります



## マニフェストの集計・報告（１）

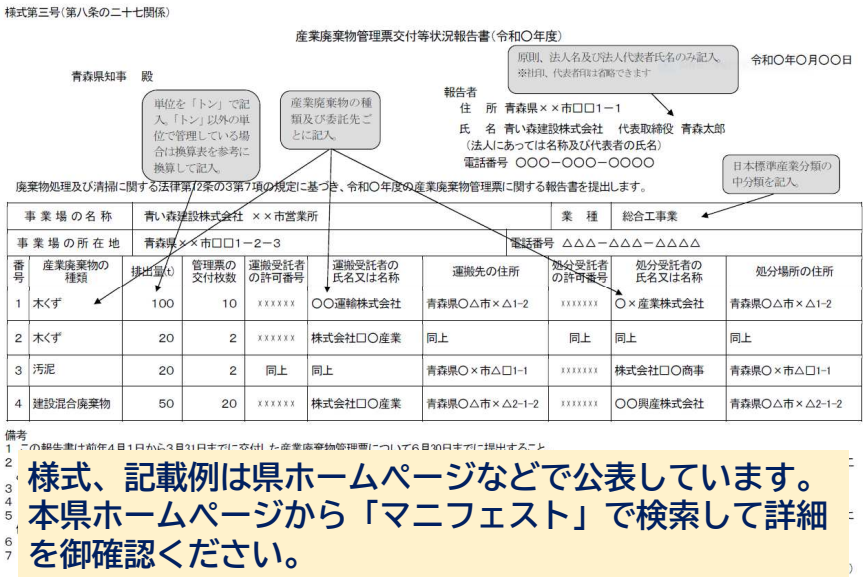
処理委託した産業廃棄物が適正処理されたことを確認した後・・・

**前年度（４月１日～３月31日）中に交付したマニフェストを集計し、産業廃棄物の種類ごとに数量をとりまとめ、知事※1に産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が必要です※2 。**

（報告期限：６月末日）

※１　青森市、八戸市内の事業場に係るものについては、各市に提出してください。
※２　全ての委託について電子マニフェストを使用している事業者については、情報処理センターが県等に報告することとしているため、報告書の提出は不要です。
（一部でも紙マニフェストを使用している場合は、紙マニフェストを使用した分について、この報告が必要です。）

記入例



様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和〇年度）

青森県知事　殿

令和〇年〇月〇〇日

原則、法人名及び法人代表者氏名のみ記入。
※社印、代表者印は省略できます

単位を「トン」で記入。「トン」以外の単位で管理している場合は換算表を参考に換算して記入。

産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入。

報告者
住　所　青森県××市□□1−1
氏　名　青い森建設株式会社　代表取締役　青森太郎
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号　〇〇〇−〇〇〇−〇〇〇〇

日本標準産業分類の中分類を記入。

廃棄物処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

| 事業場の名称 | 青い森建設株式会社　××市営業所 | 業種 | 総合工事業 |
|---|---|---|---|
| 事業場の所在地 | 青森県××市□□1−2−3 | 電話番号 | △△△−△△△−△△△△ |

| 番号 | 産業廃棄物の種類 | 排出量(t) | 管理票の交付枚数 | 運搬受託者の許可番号 | 運搬受託者の氏名又は名称 | 運搬先の住所 | 処分受託者の許可番号 | 処分受託者の氏名又は名称 | 処分場所の住所 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 木くず | 100 | 10 | xxxxxx | 〇〇運輸株式会社 | 青森県〇△市×△1-2 | xxxxxxx | 〇×産業株式会社 | 青森県〇△市×△1-2 |
| 2 | 木くず | 20 | 2 | xxxxxx | 株式会社□〇産業 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 3 | 汚泥 | 20 | 2 | 同上 | 同上 | 青森県〇×市△□1-1 | xxxxxxx | 株式会社□〇商事 | 青森県〇×市△□1-1 |
| 4 | 建設混合廃棄物 | 50 | 20 | xxxxxx | 株式会社□〇産業 | 青森県〇△市×△2-1-2 | xxxxxxx | 〇〇興産株式会社 | 青森県〇△市×△2-1-2 |

備考

様式、記載例は県ホームページなどで公表しています。
本県ホームページから「マニフェスト」で検索して詳細を御確認ください。



# マニフェストの集計・報告（２）

前年度１年間に発生した産業廃棄物の量を集計した結果・・・

**多量排出事業者※1（産廃1,000ｔ以上、特管産廃50ｔ以上）**

**に該当した場合は、知事※2に**

**（特別管理）産業廃棄物処理計画書の提出が必要です。**

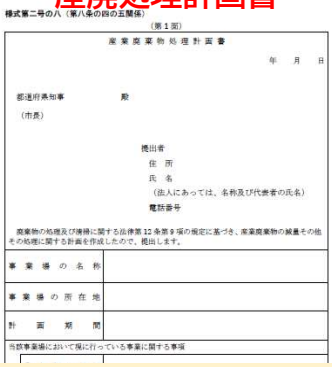
**（提出期限：６月末日）**

**また、処理計画書を提出した翌年度の６月30日までに、**
**処理計画実施状況報告書の提出が必要です。**

※１　自社で処理を行う事業者は自社処理分と委託処理分の合計量となります。
※２　青森市、八戸市内に該当する事業場を設置している事業者は、各市に提出してください。

# （特別管理）産業廃棄物処理計画書

**産廃処理計画書**



様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

年　月　日

都道府県知事　殿
（市長）

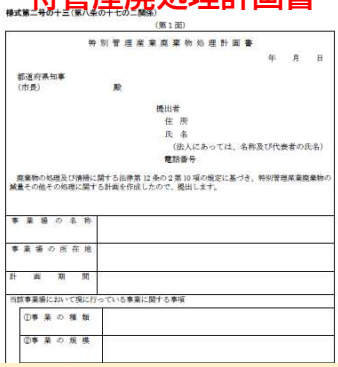
提出者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

| | |
|---|---|
| 事業場の名称 | |
| 事業場の所在地 | |
| 計画期間 | |
| 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 | |

以下、全６枚

**特管産廃処理計画書**



様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

年　月　日

都道府県知事
（市長）　殿

提出者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

| | |
|---|---|
| 事業場の名称 | |
| 事業場の所在地 | |
| 計画期間 | |
| 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 | |
| ①事業の種類 | |
| ②事業の規模 | |

以下、全6枚

**多量排出事業者の産業廃棄物処理計画、処理計画実施計画書は県、青森市及び八戸市のホームページで公表しています。**
**また、県ホームページには、報告様式のほか、計画等の作成支援シート（Excelファイル）等も掲載していますので、そちらもご確認ください。**



## 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の留意事項

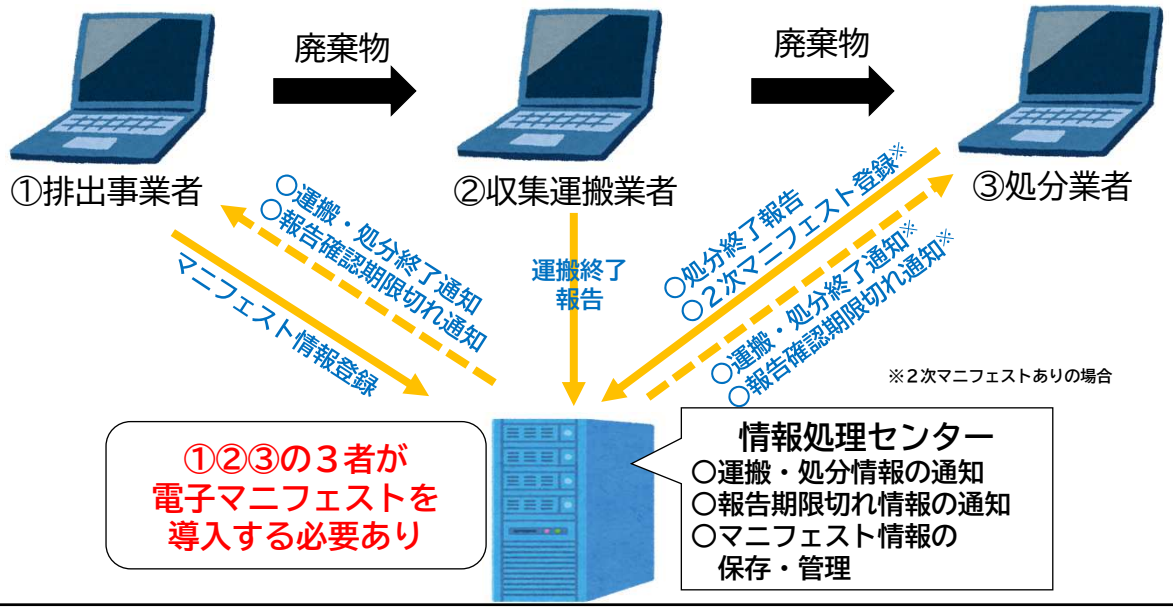
特別管理産業廃棄物の多量排出事業者
（排出量50ｔ／年以上、ＰＣＢ廃棄物を除く。）に該当する場合は、
**電子マニフェストの使用が義務付け**られています。

電子マニフェストに関するお問い合わせは
（公財）日本産業廃棄物処理振興センター
TEL ０８００-８００-９０２３
http://www.jwnet.or.jp　まで！

# 電子マニフェスト
# 利用のお願い



## 電子マニフェストとは



## 紙マニフェストと電子マニフェストの比較（１）

| 項目 | 紙マニフェスト | 電子マニフェスト |
|---|---|---|
| マニフェストの交付・登録 | ・必要事項を手書き<br>・引き渡しと同時に交付 | ・パソコン入力<br>・登録は引き渡した日から３日以内 |
| 処理終了確認 | ・排出事業者控えのＡ票と、送付されてくるＢ２票・Ｄ票・Ｅ票を照合して確認 | ・パソコンの画面上で確認 |

**→手書き不要・照合作業の負担軽減**



## 紙マニフェストと電子マニフェストの比較（２）

| 項目 | 紙マニフェスト | 電子マニフェスト |
|---|---|---|
| マニフェストの保存 | ５年間保存 | 情報処理センターで電子的に保存<br>（保存スペース不要） |
| 行政への報告 | 毎年、産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出 | 情報処理センターが報告<br>（報告書提出不要） |

**→マニフェストの保存及び報告書の作成事務の負担軽減**

## 電子マニフェスト普及促進事業について

・「あおもり循環型社会推進協議会」の会員の皆様に、年間200件まで**無料で電子マニフェストを利用できる環境をご提供**

・電子マニフェストの**導入手順をわかりやすくまとめたマニュアルをご用意**

ご質問やご利用(ご入会)のお申込みは
(一社)青森県産業資源循環協会内
**あおもり循環型社会推進協議会**まで
TEL ０１７－７２１－３９１１



## 電子マニフェスト導入の解説等について

・電子マニフェスト未加入の排出事業者、処理業者、建設業者等を対象とした**電子マニフェスト解説動画**を日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）のホームページにて配信

・**質疑応答**は、ＪＷセンターのチャットボットまたはお問合せフォームから

詳しくは下記ＵＲＬをご確認ください
日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/douga/index.html

# 建設系廃棄物の適正処理について



## 不法投棄等の発見件数の推移

| | | | R２ | R３ | R４ | R５ | R６ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全国 | 発見件数 | | 321 | 238 | 241 | 221 | 221 |
| | うち建設系 | 件数 | 225 | 169 | 181 | 156 | 171 |
| | | 割合 | 70.1% | 71.0% | 71.5% | 70.6% | 77.4% |
| 青森県 | 発見件数 | | 19 | 16 | 7 | 11 | 8 |
| | うち建設系 | 件数 | 15 | 9 | 6 | 7 | 5 |
| | | 割合 | 78.9% | 56.3% | 85.7% | 63.6% | 62.5% |

**大規模な不法投棄等*の半数以上が建設系廃棄物**

*廃棄物量10トン以上の不法投棄および不適正処理

# 建設工事関係者の役割等

建設工事では、**元請業者が排出事業者**としての処理責任を負います。



**設計者**

発注者の意向に沿い発生抑制、再生利用等を考慮した設計



**発注者**

廃棄物の発生抑制、再生利用等を考慮した設計
処理条件の明示



**元請業者**

**廃棄物の適正処理責任**

処理方法の協議
廃棄物の取扱い等について指示を受ける



**下請業者**

元請業者の指定した処理業者に廃棄物を引き渡す（下請業者が廃棄物の運搬・処分を行う場合は許可必要）

処理契約の締結
処理結果の報告
料金の請求

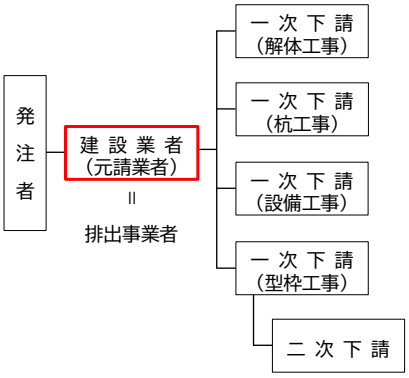


**処理業者**

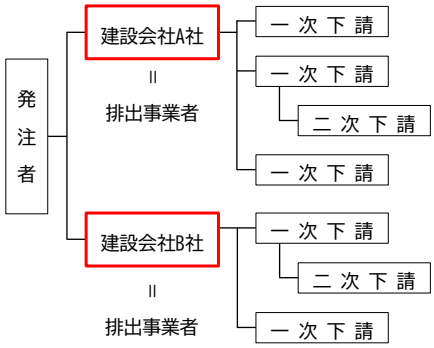


# 代表的な契約形態における排出事業者（例）

①通常の場合




②分離発注の場合



# 建設資材廃棄物の引渡完了報告制度

**建設リサイクル法**

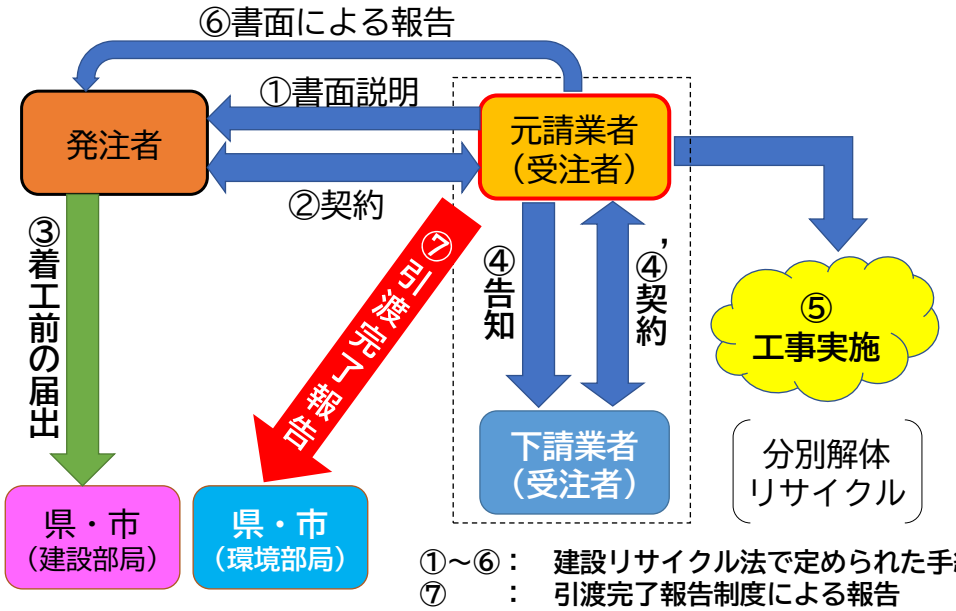
発注者　：工事着手前に分別解体計画などを
特定行政庁*に届け出る義務　　*県、青森市、弘前市、八戸市

元請業者：工事により排出された特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了後、発注者へ報告する義務

建設系廃棄物の不法投棄等を抑止するため、工事で発生した建設系廃棄物が適正に処理されたかどうかを確認するため、
**県では青森市、八戸市とともに**
**「建設資材廃棄物の引渡完了報告制度」を運用**



# 建設資材廃棄物の引渡完了報告制度




①～⑥：　建設リサイクル法で定められた手続
⑦　　：　引渡完了報告制度による報告

# 建設資材廃棄物の引渡完了報告制度

■報告方法

所定の様式に必要事項を記入し、添付書類を添えて、工事現場の所在地を管轄する**環境管理事務所に提出**

（工事現場が青森市、八戸市の場合は、それぞれの市の規定に従い、それぞれの市に提出）

＜添付書類＞

・紙マニフェスト使用　：　Ｂ２票の写し

・電子マニフェスト使用：　運搬終了の通知があったことを確認できる書面

・自己運搬の場合　　：　・元請業者(自主施工者)の氏名又は名称、住所
・運搬する廃棄物の種類、数量
・廃棄物の積載日、積載場所(工事現場)の名称、所在地、連絡先
・運搬先(処理施設)の名称、所在地、連絡先

■報告時期

工事で排出されたすべての建設資材廃棄物を**処分業者に引き渡した日から20日以内**に報告

様式やその他の詳細は県HPで公表しています。　引渡完了報告

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shigen/kenpai_houkoku.html



# 青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針

＜策定趣旨＞

建設系廃棄物の不法投棄等を防止するため、建設系廃棄物の発生から処理までの各段階において、建設・解体工事の発注者、元請業者、産業廃棄物処理業者、行政及び県民の各主体が取り組むべき事項を明示

＜目標＞

建設系廃棄物の大規模な不法投棄*について、**概ね令和10年度までの撲滅**に向け、建設系廃棄物の適正処理を推進する。

（*環境省が公表している10トン以上の不法投棄）

＜元請業者（排出事業者）に求められる行動の例＞

・分別解体の徹底　・優良な産業廃棄物処理業者の選定
・「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」の確認・活用

具体的な内容は県HPで公表しています。　建設系廃棄物行動指針

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shigen/kenpaisisin.html

## 【補足】建築物解体時の残置物の取扱いについて

■ 建築物解体時の廃棄物
- ➢解体に伴って生じた廃棄物　⇒　産業廃棄物として元請業者が適正処理
- ➢当該建築物の所有者等が残置した廃棄物
  - ⇒　一般家庭から出たものは一般廃棄物
  - 事業用の建築物から出たものは産業廃棄物または一般廃棄物として、所有者等が適正処理

■ 解体の元請業者が、一般廃棄物処理業等必要な許可を有していない場合、残置物の処理を委託することはできません。

■ 建築物の解体を依頼する際は事前に残置物を処理しましょう。





# 最近の法令改正等の概要

# 最近の法令改正等の概要

## ◆廃棄物処理法の改正（R8.6.19公布　※未施行）

**現状・課題**

**＜スクラップヤードへの規制強化＞**

- 金属、プラスチック等の保管又は再生を行う**スクラップヤードの一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等が問題**。
- 不適正なスクラップヤードを経由した**金属資源等の海外流出も指摘**されている。

※　自治体へのアンケートにより全国で4000件超の事業場を確認。
写真は不適正なスクラップヤードの例。



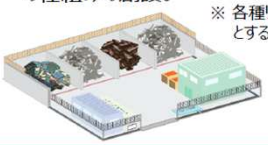
＜施行期日＞　公布の日から２年６か月を超えない範囲内において政令で定める日

**措置事項**

**（廃棄物処理法等※の改正）**

- **保管又は再生**を行う事業に関し、**許可制を導入**。
- 対象物品に応じた**保管、再生の方法の基準を設ける**。
基準違反には、改善命令、措置命令、罰則を適用。
- 環境汚染のおそれのある物品の**輸出の際の環境大臣の確認**の仕組みの創設。

※ 各種リサイクル法等上の認定事業者を許可みなしとするためのこれらの法の改正を行う



環境省資料から抜粋



# 最近の法令改正等の概要

## ◆廃棄物処理法の改正（R8.6.19公布　※未施行）

**現状・課題**

**＜災害廃棄物の処理の推進＞**

- 令和６年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
  - ➢仮置場候補地、災害廃棄物推計量等の事前計画の不足
  - ➢民間の廃棄物処理場の活用の停滞
  - ➢被災自治体の人員・専門的知見の不足



＜施行期日＞　公布の日から３か月を超えない範囲内において政令で定める日等

※このほか、平成26年改正において手当てする必要があった廃棄物処理法第６条の２について、規定の修正を行う。

**措置事項**

**（廃棄物処理法の改正）**

- **市町村に、災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付け**、自治体と民間事業者等との間の**災害支援協定の締結の推進**。
- 災害廃棄物を受け入れる**民間の最終処分場に対する都道府県知事の指定制度**を創設。
- 国は、災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進。

**（JESCO法※の改正）**

- 自治体への専門支援機能を担えるよう、災害廃棄物に関する事業を追加。

※　中間貯蔵・環境安全事業株式会社法

環境省資料から抜粋

# 最近の法令改正等の概要

◆**廃棄物処理法施行規則の改正**（R7.4.22公布）

① **委託契約書に含まれるべき事項の追加**(R8.1.1施行)
第一種指定化学物質を取り扱う事業者が、当該物質が含まれる産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合の情報伝達に関する事項を追加

② **電子マニフェストに係る最終処分終了報告時における報告事項の追加**(R9.4.1施行)
最終処分終了までの全ての処分について、各処分ごとに必要事項を報告

◆**廃棄物処理法施行規則の改正**（R8.3.27公布・同日施行）
水銀使用製品産業廃棄物から「空気亜鉛電池」を削除



# 最近の法令改正等の概要

◆**廃棄物処理法施行令の改正**（R8.3.27公布・R8.4.1施行）
オンライン診療受診施設から排出される感染性廃棄物を特別管理廃棄物として位置付け

◆**ガイドライン等の改訂**
- 廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第３版）（令和７年12月）
- 水銀廃棄物ガイドライン（第５版）（令和８年３月）
- 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和８年４月）